

保険税の納め方はいろいろあります!

おすすめです! 口座振替で納付

口座振替依頼書(ハガキ)で申込

- 次の3つの手順で申込できます!
- ①依頼書に必要事項を記入
 - ②通帳届印を押印する
 - ③ポストに投函

自動的に払い込まれるので、納め忘れなし!

Webでも申込できます

口座振替依頼書の記入や押印が不要です。
利用方法及びサービスの詳細は
富谷市ホームページをご覧ください。 富谷市 Web口座振替 検索

納付書で納付

下記で納付できます。
クレジットカードは
利用できません。

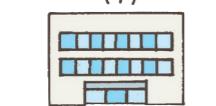
コンビニエンスストア

バーコードが印刷された納付書でのみ納付できます。



市役所会計課・各出張所・金融機関

※納付場所は納付書裏面をご覧ください。



キャッシュレス決済で納付

いつでも
どこでも
納付可能!

スマートフォン決済

スマートフォンにインストールしたアプリから、納付書に印刷されている二次元コードまたはバーコードを読み取ることで、納付する方法です。
※eLマークがついているものに限ります。



クレジットカード・インターネットバンキング等

「地方税お支払サイト」にアクセスし、クレジットカードやインターネットバンキング等で納付する方法です。

●手数料などがかかる場合があります。

領収書は発行されません。納付書が手元に残るため、二重納付のおそれがあります。
納付書に納付した日付を書いておきましょう。
※eLマークがついているものに限ります。

保険税は納期内に納めましょう!

保険税を滞納すると、高額療養費の限度額適用認定を受けられない場合があります。
さらに、次のように未納期間に応じた措置がとられます。

督促

それでも滞納が続くと

納期限を過ぎると、督促が行われ、延滞金などを徴収される場合があります。



短期被保険者証の交付

納期限から1年6か月が過ぎると

通常の保険証の代わりに「短期被保険者証」が交付される場合があります。
※令和6年12月2日より廃止

短期被保険者証

通常の保険証より有効期間の短い保険証です。頻繁に更新手続きが必要になります。

給付の差し止め

それでもなお納めないと

国保の給付が全部、または一部差し止めになります。



- このほかに財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。
- 世帯に40歳以上65歳未満の国保被保険者がいる場合は、介護保険の給付も制限される場合があります。

差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

保険税の納付が困難なときはご相談ください!

失業や災害など特別な事情によって、保険税の納付が困難になったときは、その事情に応じて、減額や分割納付などが認められる場合があります。

保険税の滞納が続くと、十分な国保の給付が受けられなくなります。
お早めにご相談ください。

お問い合わせ
相談窓口

国民健康保険税額について

税務課 保険税担当
TEL 358-3164

国民健康保険加入・脱退の手続きなど

健康推進課 保険・年金担当
TEL 358-0512

くわしくは、富谷市のホームページなどをご確認ください。



わたしたちの健康と国保を守る



保険税が国保を支えています!

国保は、わたしたちの健康と暮らしを守るための制度です。

わたしたちが納める保険税は、国保の大切な財源で、お医者さんにかかったときの医療費にあてられています。もし、国保がなくなってしまったら、医療費は全額自己負担になってしまいます。

国保を守るために保険税は納期内に納めてください。

医療費の負担のしくみ

お医者さんにかかったときの
医療費(10割)
お医者さんで
自己負担する分
2割または3割

国保が負担する分
8割または7割

国保があれば、
一部負担ですみます!

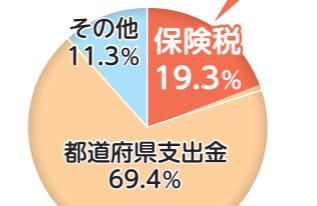
もし、国保が
なかったら

お医者さんで自己負担する分
10割

かかった医療費を
全額自己負担しなければ
なりません!

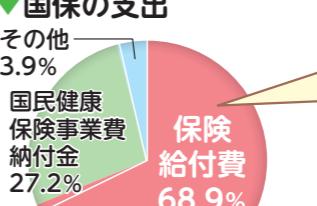
わたしたちが納める保険税は、国保の大切な財源です!

国保の財源



財源の約7割が
保険給付に使われています

国保の支出



保険税はこんなことに使われています

●療養の給付

医療費の2割または3割を負担すれば医療を受けることができます。
残りは国保が負担します。



●入院時の食事代

入院時の食事代の一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。



●出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、支給されます。



●葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。



●高額療養費の支給

同じ月内の医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。



資料:

厚生労働省

「令和3年度 国民健康保険事業年報」

富 谷 市

保険税は 年度ごと、世帯ごとに決められます!



都道府県が、各市区町村の所得水準や年齢構成に応じた医療費水準などを考慮して、市区町村ごとの標準保険税率を算定します。

都道府県が算定した標準保険税率を参考に、市区町村が下の項目ごとに保険税率（額）を決定します。

年度とは、4月から翌年3月までのことであります。



1世帯の保険税

※市区町村によって組み合わせは異なります。

※医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の保険税の上限額（賦課限度額）は別々に決められます。

これらの合計が1世帯の保険税額となります。

所得割 世帯の被保険者の所得に応じて計算

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分 (40歳以上65歳未満の人)
被保険者の所得 × 税率 5.5%	被保険者の所得 × 税率 1.65%	被保険者の所得 × 税率 1.75%	

均等割 世帯の被保険者数に応じて計算

均等割額 22,700 円 × 被保険者数	均等割額 7,300 円 × 被保険者数	均等割額 9,500 円 × 被保険者数
-----------------------	----------------------	----------------------

平等割 1世帯にいくらと計算

平等割額 20,200 円	平等割額 6,600 円	平等割額 7,000 円
---------------	--------------	--------------

限度額 650,000 円 + 限度額 240,000 円 + 限度額 170,000 円 = 合計 円

所得の申告は忘れずに！

所得の申告は、保険税を決めるときだけでなく、お医者さんにかかるときの自己負担割合や自己負担限度額などを決めるためにも必要です。忘れずに正しく申告しましょう。所得がない人も申告が必要です。



保険税には 軽減措置があります！

所得が一定以下の世帯の軽減措置（申請不要）

前年の所得が一定以下の世帯の保険税は、均等割額と平等割額が軽減されます。同じ世帯の被保険者※1および世帯主の総所得金額等の合計額が次の所得の基準を満たす場合に軽減されます。

7割軽減	基礎控除額43万円※2 +10万円 × (給与・年金所得者数-1) 以下
5割軽減	基礎控除額43万円※2+29.5万円 × 被保険者※1数 +10万円 × (給与・年金所得者数-1) 以下
2割軽減	基礎控除額43万円※2+54.5万円 × 被保険者※1数 +10万円 × (給与・年金所得者数-1) 以下

※1 被保険者には、同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含みます。

※2 所得が2,400万円以下の場合は、所得が2,400万円を超えた場合、基礎控除額が段階的に引き下げられ、所得が2,500万円を超えると0円になります。

出産する被保険者への軽減措置

出産する被保険者の保険税は、所得割額と均等割額が産前産後期間相当分（4か月分）。多胎妊娠の場合は6か月分）免除されます。原則として、届け出が必要です。

保険税を

増やさない方法

保険税はその年に推計される医療費をもとに決められるので、医療費が増えると保険税も引き上げになる場合があります。そういうためにも適正受診を心がけて、医療費を節約しましょう！

●セルフメディケーションを心がめましょう

セルフメディケーション=自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること



●かかりつけ医を持ちましょう
リフィル処方せんを利用したいときは、かかりつけ医に相談しましょう

リフィル処方せんとは、再診なしで最大3回まで、調剤薬局で薬を受け取ることができる処方せんのことです。



●休日、夜間の受診は、緊急時以外は控えましょう



●重複受診はやめましょう



●大病院にかかる前に、かかりつけ医から紹介状をもらいましょう



●かかりつけ薬局を持ちましょう



●処方薬がたくさん余ったら、薬局で調整してもらいましょう



●ジェネリック医薬品を利用しましょう



●休日、夜間のこどもの急病で心配なとき、まずは電話相談を



●年に1回健診を受けましょう

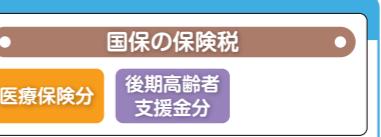


保険税は 年齢に応じて異なります！

40歳未満の人



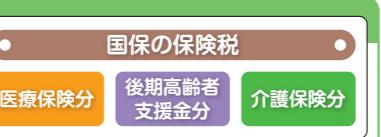
医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません。



40歳以上65歳未満の人（介護保険の第2号被保険者）



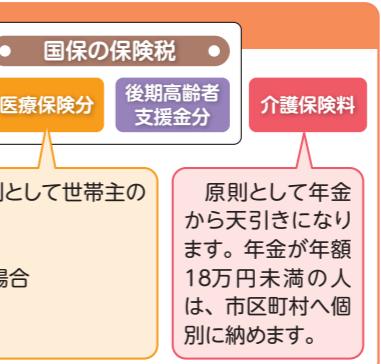
医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて納めます。



65歳以上75歳未満の人（介護保険の第1号被保険者）



医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせた国保の保険税と、介護保険料は別に納めます。



40歳の誕生日のある月（1日が誕生日の人はその前月）の分から介護保険分を納めます。



65歳になる前月（1日が誕生日の人はその前々月）までの介護保険分を計算し、国保の保険税として年度末までの納期に分けて納めます。



75歳になったら 国保を抜けて後期高齢者医療制度に移行します。後期高齢者医療制度の保険料を納めるようになります。



保険税は 国保の資格を得た月から納めます！

国保に加入またはやめるときは、14日以内に国保担当窓口に届け出してください。

国保に加入するとき

- ほかの都道府県から転入してきたとき（職場の健康保険などに加入していない場合）
- 職場の健康保険などをやめたとき
- こどもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき



年度の途中で加入したときの保険税

$$\text{年間保険税} \times \frac{\text{加入した月から3月までの月数}}{12}$$

加入の届け出が遅れると

加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納めます（遡及賦課）。

例 7月に会社をやめて10月に国保加入の届け出をしたとき
会社をやめた（国保加入資格発生） 国保加入の届け出をした

6月 7月 8月 9月 10月 11月

7月までさかのぼって納めます
この間の医療費は全額自己負担*

*資格を得た7月から届け出をした10月までの間の医療費はやむを得ない理由がない限り全額自己負担になります。

国保をやめるとき

- ほかの都道府県に転出したとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 亡くなったとき
- 生活保護を受け始めたとき
- 後期高齢者医療制度に加入するとき（75歳になって加入するときの届け出は不要）



年度の途中で脱退したときの保険税

$$\text{年間保険税} \times \frac{4月から脱退した月の前月までの月数}{12}$$

やめる届け出が遅れると

- ほかの健康保険に入ったとき、国保を脱退する届け出をしないと、知らずに保険税とほかの健康保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

